

事 務 連 絡

平成31年2月28日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 母子保健主管部（局）御中

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

産婦健康診査事業に係るQ&Aについて

母子保健行政の推進につきましては、かねてより格段の御配慮を賜り深く感謝申し上げます。

今般、標記事業について、都道府県及び市区町村からの問い合わせが多くあります事項について、別添のとおりQ&Aを作成しました。

つきましては、内容について御了知いただき事務取扱上の参考にさせていただくとともに、都道府県におかれましては、管内市町村に周知いただきますようお願い申し上げます。

産婦健康診査事業に係る Q & A

(問 1)

産婦健康診査事業の実施にあたり、必ず対象者 1 人につき 2 回分の産婦健康診査を実施しなければならないのか。

答) 産婦健康診査事業の回数は、対象者 1 人につき 2 回以内としており、対象者 1 人につき 1 回分のみを補助対象としている場合でも国庫補助対象となります。

(問 2)

産婦健康診査事業の対象者について、死産も含まれるのか。

答) 産婦健康診査事業の対象者については、死産の方も対象に含まれます。

(問 3)

産婦健康診査の項目のうち、EPDS を実施しなかった場合 (対象者が拒否した等) も対象になるか。

答) 産婦健康診査の実施にあたり、EPDS を実施しなかった場合は国庫補助の対象外になります。ただし、既に、対象者が精神科に通院している場合等で精神状態の把握をしている場合は、EPDS を実施しなくても国庫補助の対象に含まれます。

(問 4)

産婦健康診査事業の実施要件として、産後ケア事業を実施することとなっているが、国庫補助を受けて産後ケア事業を実施している場合のみが対象となるか。

答) 平成 17 年 8 月 23 日雇児発第 0823001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子保健医療対策総合支援事業の実施について」(以下、「実施要綱」という。)において、実施要件として「産婦健康診査の結果、支援が必要と認められる産婦に対して、3 に規定する「妊娠・出産包括支援事業」の (3) ②の「産後ケア事業」を実施すること」としてはありますが、当該「産後ケア事業」の実施については、補助金の交付の有無にかかわらず、地方単独事業において、実施要綱別添 2 「産後ケア事業運営要綱」の 3 から 6 及び 8 を満たす事業を実施している場合も対象に含まれます。